OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	独文学報 第3号　編集後記/奥付
Author(s)	
Citation	独文学報. 1987, 3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/106659
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

執　筆　者

山　戸　照　靖　（大阪教育大学教授）

松浦恵美子　（大阪教育大学非常勤講師）

阪　井　葉　子　（大阪大学大学院生）

渡　辺　洋　子

大　澤　慶　子　（大阪市立大学助教授）

「独文学報」刊行会会則

第１条　本会は「独文学報」刊行会と称する。

第２条　本会はドイツ文学・ドイツ語学に関する研究と普及のために機関誌「独文学報」を刊行する。

第３条　本会の会員は次の通りとする。

1　通常会員　大阪大学文学部独文学専攻卒業者および同大学院ドイツ文学専攻在学生ならびに同専攻に在籍した者の有志で所定の会費を納める者。

2　特別会員　大阪大学文学部独文学講座の専任教官（元教官を含む）。

第４条　本会に次の委員をおき、委員会を構成する。

1　編集委員　５名

2　庶務・会計委員　２名

第５条　委員の選出は総会で行う。委員のうち１名を互選により委員長とする。

第６条　委員長は本会を代表し、総会および委員会を招集する。

第７条　委員の任期は２年とする。

第８条　総会は毎年１回開催し、各種報告、委員の選出、その他重要事項の決定を行う。

２　委員会が必要と認めたとき臨時に総会を開くことができる。

３　総会は通常会員の３分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第９条　通常会員は会費として年額6000円を納める。

第10条　本会の会計年度は毎年10月１日より翌年９月30日までとする。

第11条　本会の事務所は、大阪大学文学部独文学研究室におく。

第12条　本会則の変更は総会の決定による。

付則　この会則は昭和58年11月27日より施行する。

編　集　後　記

第３号が出来上がりました。Druckfehlerteufel を完全に封じ込めることができていればよいのですが。もし誤植がありましたら、それは何と言っても悪魔の仕業ですから御容赦下さい。それとも、この悪魔の出没しない印刷物を作ろうとするのはファウスト的人間の思い上がりでしょうか。なお、本号の執筆者は女性４、男性１の割合になっています。ちなみに創刊号では２対12、第２号では１対４でした。本号は、はからずも近年の女性ゲルマニストの活躍を証明するものとなりました。

1987年９月13日

第３号編集委員：鎌田　道生、阪井　葉子、
中村　元保、春山　清純、
松井　　勲。

編集方針

1. 本誌への投稿者は、「独文学報」刊行会会員とする。ただし編集委員会が、会員以外の人に原稿を特別に依頼することがある。
2. 本誌の内容はドイツ文学・ドイツ語学に関連する論文および書評とする。
3. 論文はＡ４判400字詰原稿用紙（横書）40枚（注とも）以内、書評は20枚以内とする。なお、執筆者は別に定める「執筆要項」を参照のこと。
4. 投稿者は400字詰原稿用紙１枚につき100円の編集協力費を負担する。

第 4 号 原 稿 募 集

標記の原稿を募集いたします。下記にしたがってお申込み下さい。

申込要領： 論文または書評の題目とその要旨を、Ａ４判400字詰原稿用紙（横書）２枚程度にまとめてお申込み下さい。

申込締切： 昭和62年12月20日

原稿締切： 昭和63年３月31日

申 込 先： 「独文学報」刊行会

独文学報 第３号

１９８７年 11 月 １ 日

印刷 アテネ出版印刷株式会社
大阪市東住吉区桑津３－13－18
電話・大阪（06）713－0471

編集・発行
「独文学報」刊行会
560 豊中市待兼山町１－１
大阪大学文学部独文学研究室気付
振替・大阪 5－95832
電話・大阪 （06）844－1151
内線 3217